

わりたいので、別紙の通り申牒する。  
追つて本件は論功行賞のため申牒保留のところ、論功  
行賞では敘勳に該當しないことが判明したので詮議さ  
れたい。

仰決裁

手付の文に依り賞与る  
に申牒する

内閣人閣事務官

復二秘人第三四三號

昭和二十二年三月二十九日

内閣事務官

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍司政官増田長輝は、敘勳以來常に職務に精勵して勤  
勞多く、その成績顯著の者で且昭和十八年十二月三十一  
日叙勳進叙資格發生の者であるが、通信連絡遅延のため

四月五日付郵送

四三

海

軍



叙勲申牒手續未了の處、昭和二十一年六月十五日候  
たから、昭和二十年内閣人閣議第九〇七號に依つて、特  
に資格發生の翌月叙勲の御沙汰を賜わりたいので別紙の  
通り申牒する。

(終)

内閣人行第 三三 號

案 起 昭和二十一年四月 日 決 昭和 年 月 日 施 昭和 22 年 4 月 5 日

昭和二十二年 月 日 内閣書記官長

賞勲局總裁宛

申 牒

別紙海軍少佐岡田秀雄外三千百五十五 名は今次戦争に於て  
死歿したところ勲績著しきものに付各願書のとおり叙賜せらる  
るよう詮議せられたい。